

答 申 書

越谷市男女共同参画を推進する条例の制定に関する
事項について

平成16年12月

越谷市男女共同参画推進審議会

目 次

はじめに

越谷市男女共同参画を推進する条例の制定に関する事項について

1. 名称について.....	1
2. 前文について.....	1
3. 目的について.....	2
4. 定義について.....	2
5. 基本理念について.....	2
6. 責務規定について.....	3
7. 性別による権利侵害の禁止について.....	4
8. 公衆に表示される情報に関する留意について.....	5
9. 基本的施策について.....	5
10. 男女共同参画推進委員会について.....	8
11. 苦情処理機関について.....	9
12. 条例の見直しについて.....	10

資 料（別途掲載してあります。）

- 1 諮問書（写）
- 2 諮問に関する参考資料
- 3 答申の中間まとめ
- 4 「答申の中間まとめ」に対するパブリックコメント集計
- 5 越谷市男女共同参画推進審議会開催状況
- 6 越谷市男女共同参画推進審議会委員名簿
- 7 越谷市男女共同参画推進審議会設置条例

5 . 6 . 7 については割愛させていただきます。

はじめに

本答申書は、平成16年6月26日に、越谷市男女共同参画推進審議会に対し、越谷市長より諮問された「越谷市男女共同参画を推進する条例の制定に関する事項について」の検討結果をまとめたものです。

検討にあたっては、本市の男女共同参画の推進における現状や課題について共通の認識を図り、「男女共同参画社会基本法」や県条例を基本に、条例に盛り込むべき項目と内容について審議を重ねてきました。6月から5回の審議会を通じて、「答申の中間まとめ」を行い、さらに広く市民の意見を反映した条例となるよう11月1日より10日間パブリックコメントを実施しました。その結果、26人の市民の方々から、延べ80件の貴重なご意見、ご感想をいただきました。また、この答申にあたっては、第6回の審議会において、これらの意見等を1件ごとに検討し、可能な限り反映できるようにいたしました。

本市では、男女共同参画社会の形成を図るため、平成12年8月に「こしがや男女共同参画プラン」を策定し、平成13年7月には同プランの推進拠点となる越谷市男女共同参画支援センターを設置して市民と協働による多様な事業に取り組んでいます。

しかしながら、男女の固定的性別役割分業意識に基づく制度や慣行が依然として根強く、職場、家庭、政策方針決定など、様々な場面において男女が個性と能力を發揮できる状況には、まだまだなっていないように思われます。

また、人権侵害となるドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど性に関わる被害や差別は、いまだに潜在化しているものも多く、さらなる対応が必要となっています。

国においては、男女が互いに人権を尊重しつつ、個性と能力を十分發揮できる男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題とし、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

本市がめざす、一人ひとりが人間として尊重される「人間尊重」のまちづくりの実現のためには、性別に関わらず、個性と能力が十分發揮できる男女共同参画社会の形成が重要な要素となると考えます。

したがって、条例の制定にあたっては、この答申書の内容を十分尊重し反映していただくとともに、条例制定後は、この条例の趣旨を活かし、越谷市の男女共同参画が、なお一層推進されることを強く要望し答申といたします。

平成16年12月

越谷市男女共同参画推進審議会
会長 鈴木 幸子

越谷市男女共同参画を推進する条例の制定に関する事項について

1 名称について

越谷市における男女共同参画を推進していくための条例とするため、次の名称を提案します。

越谷市男女共同参画推進条例

2 前文について

条例を制定するにあたっての背景や必要性、意義をわかりやすく表現するために前文を設けることが必要です。前文には、次の事項を盛り込むことを提案します。

日本国憲法に個人の尊厳(基本的人権)と法の下での平等がうたわれていること。女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)を日本が批准し、条約を軸に男女共同参画社会基本法の制定など男女平等に関する法整備が進められ、国内外と連動して男女平等のための取り組みが進められてきたこと。

越谷市の現状として、「女は家庭を守り、男は外で仕事」といった固定的性別役割分業意識や、その意識に基づく社会的な慣行が依然として根強く残されており、多くの課題があること。

越谷市の地域特性として以下の特性をうたうこと。

自然(水郷越谷、5つの一級河川)に恵まれた“水と緑と太陽に恵まれたまち”であること。

古くから日光街道の宿場町として栄え、先人の知恵により固有の文化を創出してきた歴史のあるまちであること。

市内に大学2校を存する文教都市であること。

農村部と都市部の生活文化が混在するまちであること。

○女性の年齢別就労率は、「M字型就労構造」といわれるように出産、子育て時期に就労率が一時的に低下し、再び上昇する就労構造となっており、越谷市は、全国、県と比較してもその落ち込みが大きいこと。

市は、だれもが平等で平和な生活を送ることができるよう、一人ひとりが人間として尊重される「人間尊重」のまちづくりを総合振興計画の基本理念に掲げている。真の男女平等を達成するため、性別にかかわらず個人の多様な価値観、生き方を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成が重要であり、市、市民、民間団体(事業者、市民団体等を含む)が協働

して男女共同参画社会の形成に取り組む意思表示をうたうこと。

3 目的について

条例を制定する目的を明確に表すために必要です。次の項目を盛り込むことを提案します。

男女共同参画社会を越谷市に実現すること。

基本理念を定めること。

市、市民、事業者、教育における責務を明らかにすること。

施策を総合的・計画的に推進すること。

4 定義について

条例中の用語の意味・内容を明確にするため、必要に応じて定義規定を設けることを提案します。

5 基本理念について

男女共同参画社会の形成を図るためには、目指すべき姿を明らかにし、施策の方向性を示し、その意義を市民が共有する必要があります。次の内容を基本理念として盛り込むことを提案します。

男女の人権の尊重

個人としての尊厳が重んぜられること。男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、国籍、人種、年齢、性別等によるあらゆる差別的な取り扱いを受けないこと。個人としての個性と能力を発揮する機会が平等であり、人権が尊重されること。

社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分業の意識に基づく社会の制度又は慣行等が男女のそれぞれの活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

政策及び方針の立案・決定への共同参画

市における政策の立案及び決定、商工業又は農業等の経営、自治会等の民間団体における方針の立案及び決定に男女が対等に参画する機会が確保されること。

家庭生活と職業生活及びその他の活動の両立

家族を構成する男女が互いの人格を尊重し、相互の協力及び社会の支援の下

に、子育て、介護その他の家庭生活及び職業・学習・地域活動・ボランティア活動等に参画できるようにすること。

教育の場における男女平等

男女共同参画社会の形成に、教育の果たす役割の重要性を考え、学校教育、社会教育及びその他の教育において、男女共同参画を推進すること。

個人の尊厳を害する暴力の根絶

家庭、職場、学校、地域、その他のあらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、その他の暴力が根絶されること。

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

生涯を通じて男女が互いの性を理解し合い、健康な生活を営む権利が確保されること。

○妊娠、出産、その他の性と生殖に関して、女性の身体的機能を配慮し女性の自己決定が尊重されること。

国際協調

男女共同参画社会の形成に向けた取り組みは、世界会議等国际社会における取り組みと密接な関係を有しており、連動する形で行われてきた。市においても、国際的な動向を考慮し協調すること。

6 責務規定について

男女共同参画社会の形成には、家庭、職場、学校、地域などあらゆる場における市民一人ひとりの主体的な取り組みが欠かせないことを踏まえ、市、市民、事業者、教育に携わる者がその役割と責任を自覚し、主体的かつ協働した取り組みを進めるため、それぞれの責務を明確にする必要があります。責務として次の事項を盛り込むことを提案します。

1) 市の責務

家庭、職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進を主要な政策とし、施策（積極的格差是正措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消を含む）を総合的に策定する。

施策を企画・調整し推進していくために、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を行う。

国、県及び他の地方公共団体との連携を図る。また、市民及び民間団体と協働

して取り組む。

男女共同参画社会の形成に向け、あらゆる分野の教育の場において取り組みが行われるよう必要な措置を講ずるよう努める。

すべての施策を策定し、実施するにあたっては、基本理念に配慮する。

2) 市民の責務

家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において積極的に男女共同参画社会の形成の推進に努めなければならない。

市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3) 事業者の責務

事業活動において、男女が対等に参画する機会の確保及び男女の差別的取り扱いによる賃金格差の是正に努めなければならない。

男女がともに職業生活と家庭生活及びその他の活動を両立できる職場環境の整備に努めなければならない。

男女共同参画の推進に関し、市の施策に協力するよう努めなければならない。

事業者は、事業活動において、男女の均等な機会等に関する法律、育児休業及び介護休業等の法律を遵守して男女平等の推進に努めなければならない。

4) 教育における責務

学校教育やその他のあらゆる教育に携る者は、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

次世代を担う子どもの教育に関し、家庭、学校、地域において、男女がともに積極的に参画するよう努めなければならない。

7 性別による権利侵害の禁止について

性別による異なる取り扱いや、男女間における暴力、性的な嫌がらせは、人権を著しく侵害するものです。これは、男女共同参画社会を形成していくうえで阻害となる要因であり、克服すべき課題です。男女間における暴力に対し、社会構造上の問題として対処するため、性別による権利侵害の禁止として、次の事項を盛り込むことを提案します。

家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行わないこと。

家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において、ドメスティック・バイオレンス、その他の暴力を行わないこと。

家庭、職場、学校、地域等あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行わないこと。

8 公衆に表示される情報に関する留意について

公衆に対して表示される情報は、それが人々に与える影響が大きいことから、性別による固定的役割分業や男女間における暴力などを助長し、連想させる表現は、男女共同参画を推進していく際の障害の要因となるため、公衆に表示される情報に関する留意事項として、次の事項を盛り込むことを提案します。

だれもが、性別による固定的な役割分業及び男女間における暴力等を助長し、連想させる表現、また、過度の性的な表現を行わないよう努める。

だれもが、テレビ、新聞等メディアが伝えるあらゆる情報の特性を理解し、伝えられる情報を自主的に判断し取捨選択して活用するよう努める。

9 基本的施策について

市は、基本理念にのっとり、総合的かつ計画的に男女共同参画を推進するための基本的な計画を定め、施策を実施することを明確にする必要があります。

そのため、次の事項を盛り込むことを提案します。

1) 基本計画の策定

男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本計画を策定する。

基本計画は、次に定める事項とする。

施策の大綱

施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

基本計画を策定するにあたっては、市民の意見を反映できるよう市民等で構成する委員会を設置し意見を求める。

基本計画を策定した時は、速やかにこれを公表する。

基本計画の変更についても公表する。

社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて基本計画の見直しを行うこと。

男女共同参画の推進に影響を及ぼす可能性がある施策を策定し、実施するにあたっては、基本計画との整合を図る。

2) 積極的格差是正措置

市は、民間団体において男女間に参画する機会の格差が生じている場合には、市民及び民間団体と協力し積極的格差是正措置をとるよう働きかける。

市の審議会等の委員を委嘱する場合は、男女のいずれか一方の委員の数が4割を下回らないよう積極的格差是正措置に努める。

男女共同参画の推進のため、市の組織運営において、女性の採用や能力開発及び女性の職域拡大や管理職への登用等に性別による格差が生じている場合は、率先して積極的格差是正措置を講ずるものとする。

3) 学校教育及び社会教育その他の教育における推進

学校教育及び社会教育その他の教育において、男女共同参画を推進する教育及び学習に必要な措置を行う。

教育委員会は、男女共同参画への理解を深めるため、小中学校の全教職員に年1回以上の研修の機会を設ける。

市民、民間団体及び市の職員を対象に研修会等を開催し、男女共同参画に関する意識の向上を図る。

4) 家庭生活と職業生活の両立支援

家庭生活と職業生活及びその他の活動が両立できるように、子育て、家族の介護等において男女がともに支えあう仕組みづくりと一人親家庭など多様な家族形態に配慮した必要な措置を講ずる。

家庭生活と職業生活及びその他の活動を両立できる環境整備に向けて事業者への支援を行う。

子育て期に女性の就労が大きく低下すること(M字型就労構造)を解消するため、保育所・学童保育の拡充、病(後)児保育室の設置及び地域での受け皿づくり等、子育てを支援する体制づくりの措置を講ずる。

5) 起業の推進

男女が対等に経営等に参画できるように女性の起業に関する能力の開発及び情報の提供、その他の必要な支援を行う。

6) 拠点施設

男女共同参画支援センター(越谷市男女共同参画支援センター設置及び管理条例第1条に基づき設置された施設を言う)は、5つ(相談・学習・情報・交流・調査研究)の機能を統合した運営を行い、男女共同参画の推進に関する施策を実

施するとともに市民及び民間団体の取り組みと協働して男女共同参画を推進するための拠点とする。

7) 市民・民間団体との協働

市は、市民及び民間団体と連携し、協働して男女共同参画を推進するため必要な措置を講ずる。

8) 実態調査及び事業者からの報告

市長は、男女共同参画の現状を把握するため市民、事業者、団体等に対し、男女共同参画の推進に関する実態調査やアンケート調査など必要に応じて行うことができる。

市長は、市の事業に参加を希望する事業者、団体等に、男女共同参画の推進状況など男女共同参画に関する必要な報告を求める。

9) 商工業及び農業に携わる女性への支援

商工業又は農業に携わる男女が対等に経営等に参画できる機会を確保するため、情報の提供その他の支援を行う。

農業における家族経営協定締結の推進

10) 性と生殖に関する健康と権利の尊重

生涯を通じて男女が互いの性を理解し合い、健康な生活を営むことができるよう情報の提供を行うとともに、性と生殖に関して女性の身体的機能に配慮し、女性の自己決定が尊重されるよう必要な支援を行う。

性差に注目した医療・相談システム構築の支援を行う。

11) ドメスティック・バイオレンス等の防止及び被害者救済

セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスその他の暴力の防止に必要な措置を講ずる。

ドメスティック・バイオレンスの被害者に相談、保護、自立のための経済的支援等必要な支援を行う。また、二次被害の防止や効果的な支援を行うために関係機関と密接な連携を図る。

12) 市の推進体制

市は、関係部局の横断的連携により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を円滑かつ総合的に実施するための推進体制を整備する。

1 3) 情報提供及び学習機会の提供

市民及び民間団体の男女共同参画に関する理解を深めるため、情報提供（IT活用を含む）、広報活動及び学習機会の提供を行う。

男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現に関して、メディア・リテラシー（提供される情報を主体的に解釈し、評価するための能力）の向上を図るために、必要な学習の機会を提供する。

1 4) 性別による人権侵害についての相談等

性別による差別的な取扱い、その他の男女共同参画推進を阻害する要因による人権侵害について、相談に応じ、情報を提供するとともに、被害者の関係機関への付き添いやその他の支援を行う。また、必要に応じて関係機関との連携を図る。

1 5) 年次報告

男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告書を作成し、公表する。

1 6) 調査研究

男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題について調査研究を行う。

男女共同参画の推進及び調査研究にあたり市内大学等教育機関と協力・連携を図る。

1 7) 男女共同参画推進月間

男女共同参画を推進するため男女共同参画月間を設け、推進事業を行う。

1 0 男女共同参画推進委員会について

男女共同参画社会の形成を図るため市民を含めた推進体制の強化が必要です。条例や施策を計画的に推進する体制を強化する組織として、越谷市男女共同参画推進委員会をこの条例に規定することを提案します。

1) 委員会の役割

委員会は、市長の諮問に応じて男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査審議する。

その他、男女共同参画の推進に関する施策に関わる重要事項について調査審議

し、市長に提言することができる。

2) 委員会の組織等

推進委員会は、委員15人以内で組織する。

委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

男女共同参画の推進に関する活動を行っている団体その他の団体の代表者
公募による市民
有識者

委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

1.1 苦情処理機関について

男女共同参画に関する条例を実効性のあるものとし、男女共同参画社会の実現を図るためには、市民及び民間団体からの苦情の申し出を受けるシステムが必要です。また、苦情処理については、公平性を保つため中立的な委員による苦情処理機関を設置するとともに委員の選任にあたっては、選考基準等を明確に定めることを提案します。

市長は、市が実施する男女共同参画に関する施策、男女共同参画の推進に影響を及ぼす可能性がある施策についての苦情、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、市民又は民間団体からの申出等を処理するため、男女共同参画苦情処理委員を置く。

市民又は民間団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策、男女共同参画の推進に影響を及ぼす可能性がある施策について苦情がある場合、また、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、苦情処理委員に申し出ることができる。

苦情処理委員は、必要に応じて施策を行う市の機関に対し説明を求め、その保有する関係書類等の閲覧、また、その写しの提出を求め、必要があると認めるときは、市長及び当該機関の長に是正、その他の措置をとるよう勧告等を行う。

苦情処理委員は、人権を侵害された旨の申出があった場合は、必要に応じて、関係者に対して資料の提出及び説明を求め、また、必要なときは関係者に是正の要望等を行う。

苦情処理委員は、男女共同参画の推進に重大な影響を及ぼすと認められる施策に対し、自らの発意に基づき調査を行い、市長に意見表明を行うことができる。

1 2 条例の見直しについて

この条例は、施策の実施状況等を勘案し、原則的に概ね5年毎に見直しすることを提案します。